事 務 連 絡 令和3年6月30日

各都道府県 財政担当課 市町村担当課 御中 地方創生担当課

内閣府地方創生推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱(令和2年5月1日付通知)を6月25日付けで改正したことに伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について」(令和3年6月25日付事務連絡。以下「6月25日付事務連絡」という。)においてお知らせしたところです。

今般、6月25日付事務連絡において別途通知するとしていた実施計画等の様式について、下記のとおり定めましたので、お知らせ致します。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されるようお願いします。

都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いします。

記

1 協力要請推進枠等の執行手続の見直し等について

- (1) 実施計画及び限度額算定基礎資料の様式の策定
- ①実施計画の様式について

大規模施設等に対する協力金及び酒類販売事業者に対する支援を創設したことを踏まえ、実施計画の様式について、所要の改訂を行いました。令和3年度第2回提出(7月末締切分)における実施計画の作成・提出から別紙1の様式をご使用ください。実施計画の作成に当たっては、別紙2の記入要領をご参照ください。また、既に令和3年度に計画を提出した団体においては、従前の様式から新しい様式への転記ツールを送付しますので、記載内容を転記した上で、新しい様式でご提出ください。

なお、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における協力要請推進枠等の執行手続きについて」(令和3年6月17日付事務連絡。以下「6月17日付事務連絡」という。)に基づき、7月7日に実施計画を提出される場合は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推

進枠」の取扱いの変更等について(規模別協力金)」(令和3年4月30日付事務連絡。以下「4月30日付事務連絡」という。)で示した従前の様式をご使用ください。

②限度額算定基礎資料(飲食店版)の様式について

飲食店に対する協力金に係る限度額算定基礎資料は、すでに実績の記載欄を 追加するなどの改訂を行っているところですが、より的確に実績を反映する観 点から計画記載用限度額の考え方を変更しました。飲食店に係る協力金の限度 額算定基礎資料の様式について、所要の改訂を行いましたので、今後の手続き においては、別紙3の様式をご使用ください。

③限度額算定基礎資料 (大規模施設等版、酒類販売事業者版) の様式について

大規模施設等に対する協力金及び酒類販売事業者に対する支援の創設に合わせて、限度額算定基礎資料の様式を策定しました。今後の手続きにおいては、別紙4又は別紙5の様式をご使用ください。

(2)協力要請推進枠等の執行手続について

①大規模施設等に係る協力要請推進枠交付金

大規模施設等に対して協力金を給付する目的で、協力要請推進枠交付金の交付を受けようとする場合には、これまでの飲食店に対する協力金に係る協力要請推進枠交付金と同様に手続きを進めていただくこととなり、新型インフルエンザ等対策特別特措法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)第24条第9項に基づく要請等を行う都道府県が、要請等の内容について、特措法担当大臣との協議を行う必要があります。

特措法担当大臣との協議は、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 (以下「コロナ対策室」という。)において随時受け付けているため、協力要請推 進枠交付金の交付を受けようとする都道府県は、まずコロナ対策室までご連絡く ださい。(大規模施設等に対する協力金に係る手続フローは別紙6参照)

②酒類販売事業者に対する支援に係る協力要請推進枠交付金

酒類販売事業者に対して支援金を給付する目的で、協力要請推進枠交付金の交付を受けようとする場合には、限度額算定基礎資料をあらかじめ内閣府地方創生推進室へ提供いただきます。実績額が概ね確定した段階で、件数等を実績に更新した限度額算定基礎資料において算定された計画記載用限度額に基づき、実施計画を内閣府にご提出いただくこととします(酒類販売事業者への支援に係る手続フローは別紙7参照)。

(3) 手続きのスケジュールについて

協力要請推進枠交付金及び即時対応特定経費交付金について、原則として通常分のタイミングに合わせて交付決定することを予定しています。(別紙8参照) 具体的なスケジュールは、4月30日付事務連絡2(2)及び6月17日付事務連絡をご確

認ください。

ただし、例えば迅速な交付金の交付が特に必要な場合など、各地方公共団体において特段の事情があり、4月30日付事務連絡及び6月17日付事務連絡で示したスケジュールでの対応が困難な場合は、個別に内閣府までご相談ください。

なお、大規模施設等に対する協力金に係る特措法担当大臣との協議は、随時対応 しております。

<関係資料一覧>

別紙1 実施計画様式、チェックリスト、基金調べ(令和3年6月改訂版)

別紙2 記入要領

別紙3 限度額算定基礎資料(飲食店版)

別紙4 限度額算定基礎資料(大規模施設等版)

別紙5 限度額算定基礎資料(酒類販売事業者版)

別紙6 「協力要請推進枠(飲食店・大規模施設等)」手続きフロー

別紙 7 「協力要請推進枠(酒類販売事業者)」手続フロー

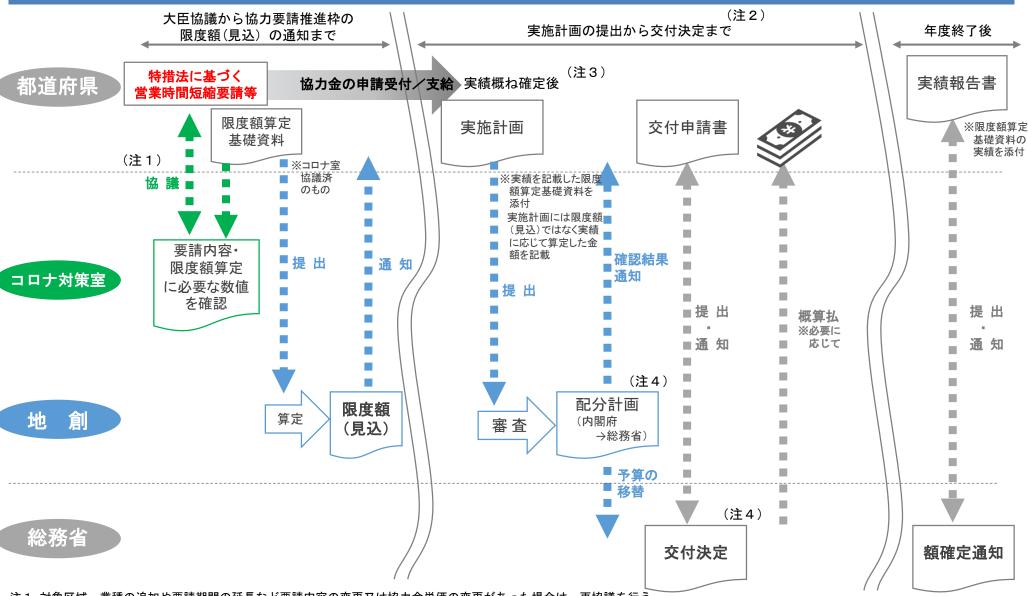
別紙8 今後のスケジュール

【照会先】

内閣府地方創生推進室

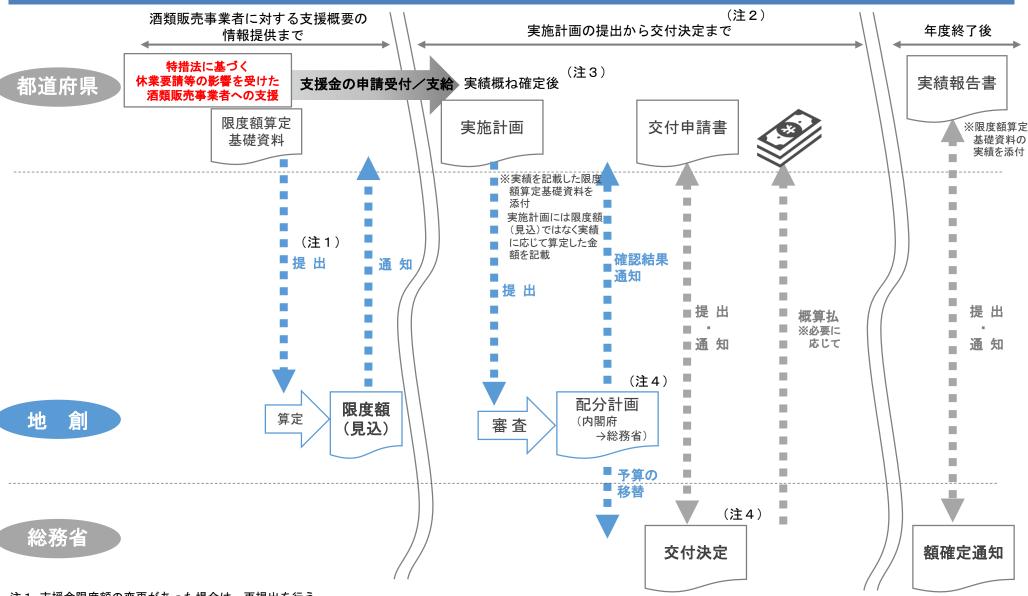
臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田 直通 03 (5501) 1752 メール e. chiho-rinji. p7c@cao. go. jp

地方創生臨時交付金 「協力要請推進枠(飲食店・大規模施設等)」に関する手続フロー



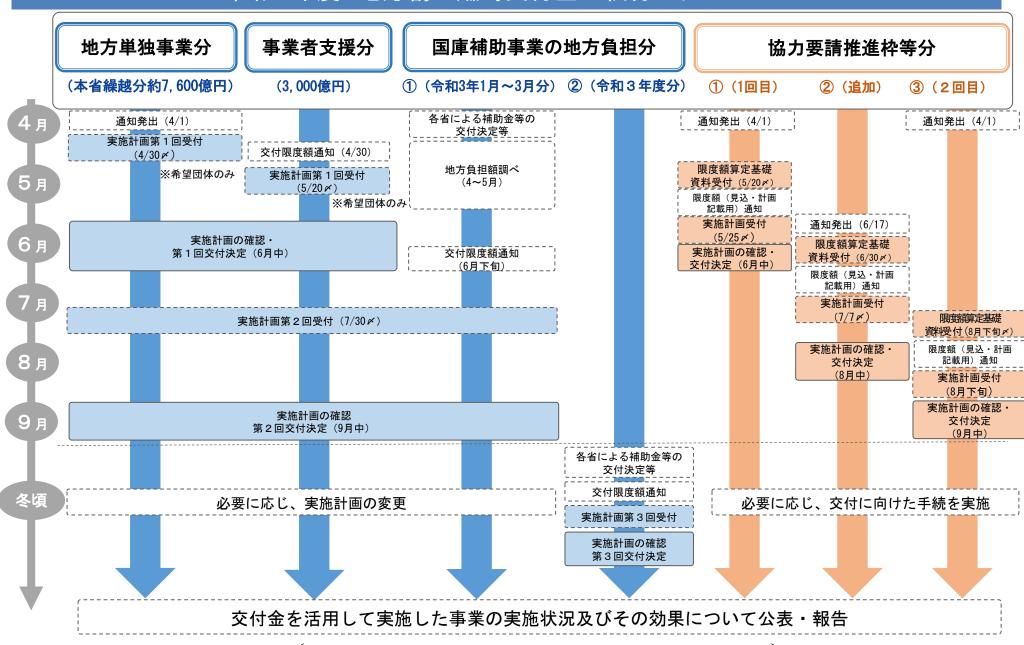
- 注 1 対象区域・業種の追加や要請期間の延長など要請内容の変更又は協力金単価の変更があった場合は、再協議を行う。
- 注2 原則として、各都道府県における支給金の実績が概ね確定した後に、通常分の実施計画と合わせて手続きを進めるが、迅速な交付金の交付が特に必要な場合は応相談。 また、事業費の増額又は2割超の減額が見込まれる場合は、実施計画の変更の必要があるものとする。
- 注3 支給実績が概ね確定した後に、実施計画への記載を認める。
- 注4 限度額(見込)の全額を予算移替・交付決定せず、実績に応じて算定した額(計画記載用限度額)を予算移替・交付決定することとする。

地方創生臨時交付金 「協力要請推進枠(酒類販売事業者支援)」に関する手続フロー



- 注1 支援金限度額の変更があった場合は、再提出を行う。
- 注2 原則として、各都道府県における支給金の実績が概ね確定した後に、通常分の実施計画と合わせて手続きを進めるが、迅速な交付金の交付が特に必要な場合は応相談。 また、事業費の増額又は2割超の減額が見込まれる場合は、実施計画の変更の必要があるものとする。
- 注3 支給実績が概ね確定した後に、実施計画への記載を認める。
- 注4 限度額(見込)の全額を予算移替・交付決定せず、実績に応じて算定した額(計画記載用限度額)を予算移替・交付決定することとする。

令和3年度 地方創生臨時交付金の執行スケジュール



注)実施計画の受付から確認に一月程度、確認から交付まで一月程度必要